地方公会計財務書類作成支援業務

公募型プロポーザル評価要領

１．評価対象者

公募型プロポーザルの参加資格要件すべてを満たす参加表明書等の提出者のうち、提出期限までに企画提案書等を提出した者

２．参加表明書等の評価について

（1）評価基準（評価項目・配点）

評価項目	配点
① 応募者（会社）の業務実績	１０点
② 業務主任技術者の経験及び能力	１０点
③ 業務責任者の経験及び能力	１０点
合　計	３０点

（2）業務遂行能力の評価基準

① 応募者（会社）の業務実績（１０点）

ア　同種業務実績（３件以内）

評価項目	評価事項		評価点
応募者（会社）の業務実績	統一的な基準	・履行期間が０年	０点
		・履行期間が１年	８点
		・履行期間が２年以上	１０点
	基準モデル	・履行期間が０年	０点
		・履行期間が１年	２点
		・履行期間が２年	４点
		・履行期間が３年	６点
		・履行期間が４年	８点
		・履行期間が５年	１０点

イ　業務実績の評価

上記アの各業務実績の評価点を合計した値を３件で除した値（小数点第３位を四捨五入する）を評価対象者の業務実績の評価点とする。

なお、業務実績が２件以下の場合でも、評価点の合計値を３件で除することとする。

例）統一的な基準（２年）、基準モデル（４年）、基準モデル（２年）の実績の場合

（10 点+８点+４点）÷３＝7.33 点

② 業務主任技術者の経験及び能力（１０点）

ア　同種業務実績（３件以内）

評価項目	評価事項		評価点
業務主任技術者の業務実績	統一的な基準	・履行期間が０年	０点
		・履行期間が１年	８点
		・履行期間が２年以上	１０点
	基準モデル	・履行期間が０年	０点
		・履行期間が１年	２点
		・履行期間が２年	４点
		・履行期間が３年	６点
		・履行期間が４年	８点
		・履行期間が５年	１０点

イ　業務に携わった立場（役割）

役割	評価係数
業務主任技術者または業務責任者	１．０
担当技術者	０．５

ウ　業務実績の評価

上記アの各業務実績ごとに上記イの評価係数を掛け合わせ、これを合計した値を３件で除した値（小数点第３位を四捨五入する）を配置予定技術者の業務実績の評価点とする。

なお、業務実績が２件以下の場合でも、同様に算出した評価点の合計値を３件で除することとする。

例）統一的な基準（２年）業務責任者、基準モデル（4 年）担当技術者、

基準モデル（2 年）業務主任技術者の実績の場合

｛（10 点×1.0）＋（8 点×0.5）＋（4 点×1.0）｝÷３＝6 点

③ 業務責任者の経験及び能力（１０点）

ア　同種業務実績（３件以内）

評価項目	評価事項		評価点
業務責任者の業務実績	統一的な基準	・履行期間が０年	０点
		・履行期間が１年	８点
		・履行期間が２年以上	１０点
	基準モデル	・履行期間が０年	０点
		・履行期間が１年	２点
		・履行期間が２年	４点
		・履行期間が３年	６点
		・履行期間が４年	８点
		・履行期間が５年	１０点

イ　業務に携わった立場（役割）

役割	評価係数
業務主任技術者または業務責任者	１．０
担当技術者	０．５

ウ　業務実績の評価

上記アの各業務実績ごとに上記イの評価係数を掛け合わせ、これを合計した値を３件で除した値（小数点第３位を四捨五入する）を配置予定技術者の業務実績の評価点とする。

なお、業務実績が２件以下の場合でも、同様に算出した評価点の合計値を３件で除することとする。

例）統一的な基準（２年）業務責任者、基準モデル（4 年）担当技術者、

基準モデル（2 年）業務主任技術者の実績の場合

{（10 点×1.0）＋（8 点×0.5）＋（4 点×1.0）}÷３＝6 点

３．企画提案書等の評価について

市職員（3 人）で構成する委託先候補特定委員会（以下「特定委員会」という。）において、提出された参加表明書等、企画提案書等及びヒアリング内容をもとに評価を行う。

（1）評価基準（評価項目・評価事項・配点）

評価分類	評価項目	評価事項	配点
① 企画提案内容	業務実施方針及び取組体制	業務に対する実施方針が適切で、その実施に向けた人員配置がきちんとされているか。	１０点
	的確性・具体性	業務の遂行にあたり、的確な手法が具体的に提案されているか。	２５点
	説得性・実現性	説得力のある業務内容及び工程表の提案があり、その実現が可能であるか。	２５点
② 業務費用	見積金額		１０点
合　計			７０点

（2）企画提案内容等の評価基準

① 企画提案内容

ア　業務実施方針及び取組体制並びに企画提案内容についてヒアリングを実施したうえで、上記（１）に基づく観点から評価する。

イ　評価点の算出は、１位から順に５点、４点、３点、２点、１点の評価点として特定委員会の各委員の評価点を合計し、これを満点（3 人×5 点＝15 点）で除した後に各配点を乗じてテーマごとの評価点とする（小数点第 3 位四捨五入）。

例）的確性・具体性についての評価点

１位−１人、２位−０人、３位−１人、４位−１人、５位−０人の場合

（5 点×1 人＋4 点×0 人＋3 点×1 人＋2 点×1 人＋1 点×0 人）／15 点×配点 25 点

＝16.67 点

※ただし、応募者数が３者以下の場合は１位から順に５点、３点、１点の評価点とする。

② 業務費用

ア　業務費用については制限価格（非公表）を設けており、提出された見積金額がこれを下回る場合は、評価点を「０（ゼロ）点」とする。

イ　評価点は、上記制限価格での見積金額の場合を 10 点（満点）とする。

なお、算定式については制限価格と連動しているため、非公表とする。

以　上